

令和8年度 子育て支援員研修事業 業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度子育て支援員研修事業

2 趣旨・目的

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく給付又は事業として実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、仕事・子育て両立支援等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護については、こどもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要である。

このため、地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者を対象に、多様な子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を修得するための子育て支援員研修を実施し、これらの子育て支援に従事する人材の確保を図る。

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月16日まで

4 委託契約限度額

5,730,978円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 委託業務の内容

「子育て支援員研修の実施について」の一部改正について（令和8年4月8日付け、こども家庭庁成育局長・こども家庭庁支援局長通知）及び「子育て支援員研修の研修内容の留意点について」（令和6年3月30日付けこども家庭庁成育局成育環境課事務連絡）に基づき、研修の実施、修了証の発行等を行う。

(1) 研修コース、実施方法等

研修コース等			定員	実施方法	
基本研修			385名	集合型1回 +eラーニング	
専門 研修	地域保育 コース	選択 科目	共通科目	245名	集合型1回 +eラーニング(※1)
			地域型保育	160名	集合型1回 +eラーニング(※2)
			一時預かり事業	25名	eラーニング(※2)
			ファミリー・サポート・センター事業	10名	eラーニング
			こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）	50名	eラーニング
	地域子育て 支援コース	利用者支援事業（基本型）		15名	eラーニング(※3)
		利用者支援事業（特定型）		15名	eラーニング
		地域子育て支援拠点事業		50名	eラーニング
	放課後児童コース		50名	eラーニング	
社会的養護コース		10名	eラーニング		

- ※1 「心肺蘇生法」については、集合型で実施すること。
- ※2 地域保育コース「地域型保育」、「一時預かり事業」、「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」の見学実習については、実習園の調整、決定も併せて行うこと。ただし、実習と同程度の内容を担保する講義・演習に代替することもできる。
- ※3 地域子育て支援コース「利用者支援事業（基本型）」については、事前演習及び見学実習も実施すること。

（2）研修実施期間

令和8年9月上旬～令和9年1月末

（3）受講対象者

受講対象者は、岡山県内で以下の職務に従事する者及び県内在住者で以下の職務に従事することを希望する者とする。

- ・家庭的保育事業（児童福祉法第6条の3第9項）の家庭的保育補助者
- ・小規模保育事業（児童福祉法第6条の3第10項）B型の保育士以外の保育従事者
- ・小規模保育事業（児童福祉法第6条の3第10項）C型の家庭的保育補助者
- ・事業所内保育事業（児童福祉法第6条の3第12項）（利用定員19人以下）の保育士以外の保育従事者
- ・利用者支援事業（子ども・子育て支援法第59条第1号）の専任職員（令和6年3月30日こ成環第131号、こ支虐第122号、5文科初第2594号こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長、文部科学省初等中等教育局長連名通知「利用者支援事業の実施について」別紙「利用者支援事業実施要綱」4（3）に定めるこども家庭センター型に従事する者を除く。）
- ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（児童福祉法第6条の3第2項）の補助員
- ・地域子育て支援拠点事業（児童福祉法第6条の3第6項）の専任職員
- ・一時預かり事業（児童福祉法第6条の3第7項）の保育士以外の保育従事者
- ・社会的養護関係施設等（児童福祉法第6条の3第1項、第3項及び第8項、第6条の4並びに第7条第1項（助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、障害児入所施設及び児童発達支援センターを除く））の補助的職員等
- ・仕事・子育て両立支援事業（子ども・子育て支援法第59条の2第1項）のうち、「企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業の保育士以外の保育従事者
- ・こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）（児童福祉法第6条の3第23項）の保育士以外の乳児等通園支援従事者

（4）業務の概要

①日程及び会場等の設定

- ・集合型で行う研修の日程及び時間帯の設定については、受講者が受講しやすいよう適宜配慮することとし、80名以上受け入れることができる会場を選定すること。また、公共交通機関等利便性のよい会場、自家用車で参加に支障のない駐車場のある会場をできる限り確保すること。
- ・eラーニング形式で実施するコースは、eラーニング形式に慣れていない受講者や通信機器を持たない受講者が不利益を被ることのないよう、専用タブレットの貸出やサテライト会場を設ける等、サポート体制を整えることとし、その方法を提案書に明記すること。

- ② 研修内容の企画
研修内容等について、国実施通知に定めるカリキュラムに基づき実施すること。なお、本事業の目的を満たすことができれば、日程及び科目の順番を入れ替えても差し支えない。
- ③ 講師の選定
各科目の研修を適切に実施するため、講師については、略歴、資格、実務経験、学歴等に照らして選定すること。
留意点に講師要件のあるコースについては、要件を満たした講師を選定すること。
- ④ 開催案内・開催要項の作成
開催案内・開催要項を作成し、開催日の1か月前を目途に県に送付すること。
- ⑤ 研修開催の広報
新聞、案内チラシ、情報誌、WEB広告等の媒体により、募集活動を積極的に行うこととし、広報の方法を提案書に明記すること。
- ⑥ 受講申込みの受付、受講者の決定及び受講案内
- ・受講者の募集期間は4週間以上設けること。
 - ・受講申込の窓口として、受講申込者からの問い合わせに対応し、申込みの受付を行うこと。
 - ・参加申込書の受付、研修ごとに受講者の集約を行い、研修前に受講者名簿を県に提出すること。
 - ・参加申込書の受付はオンラインだけでなく、書面による申込みにも対応すること。
 - ・申込者1人につき、2コース・分野までの申込みを認めること。なお、参加申込書は希望優先順位がわかる様式とすること。
 - ・受講決定者に受講決定通知をすること。また、定員を上回る申込みがあった場合は、県と協議の上、他方の実施形態による研修受講についての調整、案内を行うとともに、調整の結果なお受講できない者に対しても通知すること。
 - ・eラーニングでの実施にあたっては、受講マニュアルを作成し、受講決定者にIDとパスワードをあわせて通知すること。
 - ・令和7年度に基本研修または専門研修の一部科目を修了している者で、一部科目修了証等が確認できる場合は、修了済科目の受講を免除することとする。
 - ・見積時には、各コース・分野ごとの内訳が分かるように明記すること。
- ⑦ 研修資料・教材、機器等の準備
研修資料等に係る実費相当分の費用については、見積額には含めず、受講者から徴すること。
- ⑧ 研修の運営
- ・集合型で行う研修は、当日の受付、司会進行、講師との連絡や接遇等を行うこと。
 - ・eラーニングでの実施にあたっては、受講状況の確認などの受講管理を行うとともに研修の進め方に関する問い合わせなどへの対応を行うこと。
 - ・不正防止に対する対策、県からの依頼による資料の配布等、その他研修に必要なこと全般を行うこと。
- ⑨ 見学実習における実習先との連絡調整等
実習先の選定や連絡調整等の業務の全てを行うこと。なお、見学実習を講義・演習に変更する場合は、選定や調整をする必要はない。
- ⑩ 研修レポート等のとりまとめ
受講者の習熟度を確認するため、研修レポートやアンケート等を実施し、とりまとめること。
- ⑪ 研修受講者・研修修了者名簿の作成・管理及び県への提出

研修受講者の出欠状況等を含め、各種名簿をエクセルで作成し、印刷したものと電子データを県へ提出すること。

- ⑫ 基本研修修了証書、全部修了証書、一部科目修了証書の作成及び受講者への送付
修了証の送付は、配達証明等により、受領したことが確認できる方法により行うこと。
- ⑬ その他一切の業務

6 実績報告書の提出

本業務完了後、14日以内に、事業完了報告書、事業収支計算書、その他事業完了報告に係る資料等を県に提出すること。

7 留意事項

- ・本業務において知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。
- ・個人情報の取扱いについては、岡山県個人情報保護条例第13条の規定を遵守し、個人情報について安全確保の措置を講ずるものとする。
- ・本業務において作成した資料等の著作権は、全て県にあるものとする。
- ・執行経費の支出に伴う関係書類は、当該年度を含め6年間適正に保存するとともに、県が提出を求めた時には、速やかに提出すること。
- ・事業計画、予算及び運営上重要な項目については、県と十分な協議を行うこと。その他、研修の実施に関して疑義が生じた場合は、その都度県と協議すること。
- ・本業務は、事前に委託者の承諾がある場合を除き、第三者に委託してはならない。

8 問い合わせ先

岡山県子ども・福祉部 子ども未来課 子育て支援班
〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
TEL：086-226-7348
FAX：086-226-7902